配当公告

東京都千代田区外神田四丁目六番七号
破産者　株式会社レスコム

右の者に対する東京地方裁判所平成二十六年(フ)第九五〇〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一九三、八九一、三八四円

一、配当することのできる金額
金一七〇、五六六、二五〇円

平成二十八年十二月八日
東京都中央区銀座七丁目一二番一四号
大栄会館五階富永浩明法律事務所
破産管財人　富永　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県下北郡大間町大字大間字下手道二一番地、最後の住所青森県下北郡大間町大字大間字大間平三八番地二〇八
被相続人　亡　伊藤　恒弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
青森県むつ市中央一丁目五番一号　法テラスむつ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市飯坂町字八幡内三一番地、最後の住所福島県福島市飯坂町字八幡内三三番地
被相続人　亡　佐藤　齊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
福島県福島市松木町七番一七号
相続財産管理人　弁護士　荒木　貢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住仲町一二〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中野二九番地　諏訪の苑　被相続人　亡　児玉　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目二四番地三　ルネ東大宮一〇五
相続財産管理人　司法書士　長谷川てる子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市新横町二八三番地、最後の住所埼玉県東松山市沢口町一九番地一四
被相続人　亡　佐藤　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
事務所埼玉県熊谷市筑波三丁目一九三番地
熊谷通運ビル五階　安田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安田　孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市夕顔瀬町八二番地、最後の住所東京都品川区東中延一丁目二番一三号パルナシアン東中延二〇一
被相続人　亡　外里　早苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号
紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡相原村七〇番地、最後の住所神奈川県相模原市相原七〇番地
被相続人　亡　阿部　トヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
神奈川県相模原市中央区相模原二―一―五
サトウビル五階
相続財産管理人　弁護士　瀬野　陽仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市板橋三五二番地一五、最後の住所神奈川県小田原市板橋三五二番地一五
被相続人　亡　椎野　巧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
神奈川県小田原市本町二丁目一番三号ＨＳビル四〇一　阪之上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阪之上克巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区小田四丁目一番、最後の住所川崎市川崎区京町三丁目一番二―七〇五号
被相続人　亡　髙桑　義康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
川崎市川崎区駅前本町一一番地一パシフィックマークス川崎ビル六階
相続財産管理人　弁護士　種村　求

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町高畠ム部一〇二番地三、一〇二番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山本　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
事務所石川県金沢市尾張町一丁目七番一号
山崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山崎　利男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市美川新町ソ一五二番地、最後の住所福井県敦賀市蓬莱町九番三四―二〇五号ＡＰＡガーデンコート蓬莱町
被相続人　亡　買手屋謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
福井県敦賀市川崎町四番一二号
相続財産管理人　司法書士　大谷　弥生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市朝日馬場二三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐野　式雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
山梨県甲府市丸の内二丁目三三番九号山浦ビル二階井上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井上　昌幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市つる一丁目一五三四番地、最後の住所山梨県都留市つる一丁目四番二一号
被相続人　亡　小林　一有

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日
山梨県甲府市中央一丁目九番六号青柳ビル三階川手一郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木暮　利壱

第39期決算公告

平成28年11月25日
福島県郡山市田村町金屋字新家1番地2
アサカ弘運株式会社
代表取締役　伊藤　隆広

貸借対照表の要旨（平成28年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,624
	固定資産	13,079
	合計	62,703
負債及び純資産の部	流動負債	26,086
	固定負債	1,742
	株主資本	34,874
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,874
	(利益準備金)	(740)
	(その他利益剰余金)	(24,134)
	(うち当期純利益)	(3,873)
	合計	62,703